

3回感染者が出た場合の対応について

成東東中保健室

A 体調不良により検査

B 濃厚感染者に特定され検査



検査

陽性

治療するまで出席停止

検査

陰性

濃厚接触者[定義]

- ① コロナ発症2日前から隔離開始までの期間に接触した場合
- ② マスク等の感染予防策無し、1m以内、15分以上接触した場合
- ③ 患者と同居あるいは、長時間の接触があった場合
- ④ 患者の分泌物に直接触れた可能性が高い場合
- ◆ ①～④の状況を保健所が調査し、総合的に判断（特定）する。

☆基準については、日々の状況変化により今後、変更もあります。また、それぞれの個別状況に応じて、保健所の指示のもと、個別対応が生じる場合があります。

A 体調不良により検査を受けた場合

○濃厚接触者に特定されないお子さんが、体調不良等により検査を実施し、陰性となった場合は、症状がなくなり次第、登校となる。

B 濃厚接触者として検査を受けた場合

○陰性であっても、陽性者の最終接触日の翌日から起算して原則2週間を経過した場合、登校となる。



学校

<学校の動き>

- ① 消毒の実施や保健所による濃厚接触者の特定等のため、一時的に学校園の臨時休業を行う。

[学校保健安全法第20条]

◆連絡・・・メール配信（文書）

- ② 学校の再開は、濃厚接触者のPCR検査対象者の陰性が確認された段階で、速やかに行う。

◆連絡・・・メール配信

<人の動き>

※濃厚接触者に特定された場合は、感染の有無に関わらず、出席停止

■陽性の場合、治療するまで出席停止

■陰性の場合、陽性者との最終接触日の翌日から起算して原則2週間は出席停止